

豊川市学校給食卵除去食意見書料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、卵除去食の提供を受けるための申請を行う者に対し、市の予算の範囲内で交付する豊川市学校給食卵除去食意見書料補助金(以下「補助金」という。)について、豊川市補助金等に関する規則(平成5年豊川市規則第49号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 前条に規定する補助金の対象者は、豊川市学校給食卵除去食実施要綱に基づく卵除去食の提供を受けるための申請をする際に必要な意見書料を支払った者とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、対象者が支払った意見書料の額の3分の2の額(算定した額に100円未満の端数が生じた場合は当該端数を切り捨てるものとし、一の意見書につき1,000円を限度とする。)とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、豊川市学校給食卵除去食意見書料補助金交付申請書(様式第1号)に医療機関の領収書等を添えて市長に提出しなければならない。
2 前項の申請は、意見書を受理した日から起算して2か月以内にしなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、豊川市学校給食卵除去食意見書料補助金決定通知書(様式第2号)を交付し、補助金を申請者の指定口座に振り込むものとする。
2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による決定に条件を付することができる。

(実績報告)

第6条 実績報告は、第4条の交付申請書に添える医療機関の領収書等をもって、これに代えることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

豊川市学校給食卵除去食意見書料補助金交付申請書

年 月 日

豊川市長 様

住 所
申請者
氏 名 ㊟
対象者との続柄（ ）

下記のとおり豊川市学校給食卵除去食意見書料補助金を交付してください。

記

補助金申請額 円

対象者	住 所	豊川市
	氏 名	
診断を受けた年月日		年 月 日
診 断 を 受 け た 医 療 機 関 名		
意 見 書 手 数 料		円

振 込 先	(金融機関名)	(支店名)
預 金 種 別	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）	
口 座 番 号		
フリガナ		
口 座 名 義		

添付書類

- 1 医療機関の領収書等

第2号様式（第5条関係）

豊川市学校給食卵除去食意見書料補助金決定通知書

豊教給指令第 号

住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のありました豊川市学校給食卵除去食意見書料補助金の交付について下記のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

豊川市長 氏 名 印

記

補助金の確定額

円